

第1章 総 則

第1 趣旨

この審査基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条に基づき、消防法に規定する危険物に係る許認可事務において、申請等が許認可等の要件に適合しているか判断するための具体的な基準を定めるものとする。

第2 凡例

1 法令名等の略称

- (1) 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 「政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (3) 「規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (4) 「告示」とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- (5) 「施行令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (6) 「施行規則」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (7) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (8) 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (9) 「石災法」とは、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）をいう。
- (10) 「条例」とは、福山地区消防組合火災予防条例（平成2年条例第18号）をいう。
- (11) 「JIS」とは、日本産業規格をいう。

2 行政指導部分

この審査基準には、危険物施設の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めた行政指導及び運用解釈の部分に◆を付している。

3 SI単位について（H11.9.24 消防危第86号通知）

SI単位については、計量法（平成4年法律第51号）の改正により、1999年（平成11年）10月1日から施行されたところであるが、施行日前の既発の通知については、下記の表に従い、SI単位に読み替えるものとする。

この場合において、換算は下記の表の「換算」欄に示すとおりに行うものとし、換算後の数値は四捨五入を行うことにより、換算前の数値の有効数字の桁数とする。その他、JISに規定する材質等の読み替え等については、平成11年9月24日付け消防危第86号による。

	従来単位	S I 単位	換算
力	kgf	N	1kgf=10N
モーメント	kgf/m	N・m	1kgf/m=10N・m
圧 力	mmAq kgf/cm ²	Pa	1mmAq=0.01kPa 1kgf/cm ² =0.1MPa
応 力	kgf/cm ²	N/mm ²	1kgf/cm ² =0.1N/mm ²
熱 量	cal	J	1cal=4.2J
時 間	sec	s	読み替えのみ

第3 用語

この審査基準の用語は、次の例による。

- 1 「準不燃材料」とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- 2 「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- 3 「架構」とは、工作物のうち建築物に準ずる形態を有するものをいう。◆
- 4 「20号タンク」とは、政令第9条第1項第20号に規定する危険物を取り扱うタンクをいう。
- 5 「KHK」とは、法第11条の3に規定する危険物保安技術協会をいう。